

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和7年度予算 地方消費税交付金(社会保障分)
1,861,562千円

<<社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費>> (単位:千円)

	項目		予算額	一般財源	
	款	内容		引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	5,976,408	377,041	878,324
		児童福祉事業	10,162,181	298,190	694,641
		生活保護事業	2,625,217	172,473	401,779
		老人福祉事業	207,143	55,755	129,883
	小計		18,970,949	903,459	2,104,627
社会保険	民生費	国民健康保険事業	907,066	137,132	319,453
		後期高齢者医療保険事業	2,110,238	541,758	1,262,036
	小計		3,017,304	678,890	1,581,489
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	13,722	1,098	2,557
		予防事業	863,091	259,224	603,867
		医療体制充実事業	75,604	18,891	44,007
	小計		952,417	279,213	650,431
合計			22,940,670	1,861,562	4,336,547

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。